

平成23年11月28日
海事局船舶産業課

OECD造船部会：低環境負荷船の普及促進のため公的輸出金融のルール緩和へ

11月24日～25日に開催されたOECD（経済協力開発機構）造船部会第113回会合にて、我が国からの提案により、低環境負荷船の普及促進のため、燃費に優れCO₂排出量の小さい船舶を対象に、国際的に定められた船舶の公的輸出金融の条件を緩和することが合意されました。

国土交通省海事局では、地球環境保全と日本造船業の競争力強化の同時達成のため、低CO₂排出船の国際規制化と研究開発支援を同時に進めてきており、我が国が主導した新規制が本年7月にIMO（国際海事機関）にて採択済みです。さらに、我が国はOECDに対して、IMOでの規制値を大きく上回る低CO₂排出船に対して、国際的に定められた船舶の公的輸出金融の条件を緩和（最長償還期間を12年から18年に長期化、最低頭金を20%から15%に減額）し、その導入を促進する提案を行っていました。本提案は、資源と環境を維持しつつ経済成長を促すというOECDの「グリーン成長」戦略に合致したもので、日本提案に沿って、OECD船舶輸出信用セクター了解の改正を行うことになりました。金融条件の詳細は、来年2月の専門家会合で検討されます。

●開催地、開催日等

開催地：フランス・パリ・OECD本部

開催日：平成23年11月24日（木）～25日（金）

議長：ノルウェー政府代表部エリクセン大使

出席者：大坪新一郎 国土交通省海事局船舶産業課国際業務室長 他

参加国：ドイツ、オーストラリア、カナダ、韓国、スペイン、フィンランド、フランス、イタリア、日本、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、トルコ、ロシア、欧州委員会（16ヶ国、1委員会）

●会議結果の概要

1. 輸出金融を活用した低環境負荷船の普及促進

OECDでは、資源と環境を維持しつつ経済成長を促すという「グリーン成長」を推進しており、造船部会においても、グリーン成長のための具体策を作ることが期待されています。一方、国際海事機関（IMO）では、本年7月、国際海運においてCO₂排出規制を導入するための海洋汚染防止条約（MARPOL条約）の一部改正案が採択され、本改正が発効する2013年1月1日以降に建造される船舶には、CO₂排出指標（エネルギー効率設計指標：EEDI）に基づく規制が実施されます。

このような背景から、本会合において、我が国は、CO₂低排出の省エネ船の普及を促進するため、公的な輸出金融に関する国際ルールを定めている「OECD公的輸出信用アレンジメント船舶輸出信用セクター了解（SSU）」を改訂し、EEDIを規制値よりも大幅に改善した船舶を対象として、SSU上で許容される金融条件を緩和することを提案しました。具体的には、IMOの規制値よりも20%優れている船には最長償還期間を12年から18年に長期化し、最低頭金を20%から15%に減額する内容となっています。EEDIの優れた省エネ船は、環境負荷が小さいのみならず、長期的には燃料費の低減というメリットを船主経済にもたらしますが、初期コスト（船価）は高くなる傾向にあります。金融条件の柔軟化は、省エネ船の初期の負担を減らし、発注のハードルを下げる効果があります。

審議の結果、我が国が提案したとおり、SSUを低環境負荷船舶の普及促進に活用するという方針が合意されました。一方、審議においては、大気汚染防止等のCO₂排出以外の環境対策も考慮すべきとの意見があり、次回会合までの間に、対象となる環境性能について更なる検討を行うこととなりました。緩和される金融条件の詳細は、来年2月に予定されるSSUの専門家会合で検討されます。

2. 今後のOECD造船部会の活動

(1) ピア・レビューの実施

各国政府の造船産業に対する支援措置の透明性の強化等を目的に、参加国同士が各国の政策の妥当性を評価し、検証するピア・レビューを実施することが決定されました。我が国は、最初にピア・レビューを受ける旨を表明するとともに、各国に対してもピア・レビューを積極的に受け入れるよう促しました。なお、韓国は、日本に続いてピア・レビューを受ける意向を表明しました。

(2) OECD規程文書の見直し

これまで造船部会では、法的拘束力を有しない文書として、以下の2つが採択されています。

- ・造船産業における正常な競争条件を阻害する措置を漸進的に取り除くための一般取極（1972年採択、1983年改正）
- ・造船政策に関する一般指導原則（1976年採択、1983年改正）

これら文書は長らく見直しが行われていませんでしたが、今次会合では、昨年12月に新造船協定に関する交渉の打ち切りが決定されたことを踏まえ、今後これらの文書の見直しを行い、その活用を検討していくことが合意されました。

(3) 公的輸出信用アレンジメント船舶輸出信用セクター了解（SSU）の見直し

現在、造船部会の下に設けられた非公式専門家会合において、最低プレミアム基準のSSUへの導入などについて審議が行われています。今次会合においては、世界最大の造船国である中国等の非加盟国を参加させることの重要性について認識が共有されたほか、SSUを総合的に見直すことが合意されました。

また、今次会合では、SSUの適用範囲について審議が行われ、船用機器がSSUの適用対象となるか否かについて、今後非公式専門家会合において検討することが合意されました。SSUの対象となれば、船用機器も船舶と同じく、通常の機械製品よりも長期の償還期間など柔軟な輸出金融が可能となります。

3. 2012年の造船部会役員選出

2012年の副議長に、日本から推薦した大坪新一郎国土交通省海事局船舶産業課国際業務室長の他、韓国からKi June Kim氏が、スペインからPerez-Garcia Jose Esteban氏がそれぞれ選出されました。

（なお、議長については本年7月に開催された第112回会合においてノルウェーOECD代表部のTore Eriksen大使が選出されました。）

4. 次回会合について

次回のOECD造船部会は2012年6月21～22日に開催される予定です。

【問い合わせ先】

海事局船舶産業課国際業務室

大坪・岩城（内線43-634）

代表番号 5253-8111

直通番号 5253-8634